

答 申

1 審査会の結論

諮問第149号案件「世田谷区社会福祉事業団職員の〇〇が〇〇に〇〇を業務上訪問した目的及び日時に関する記録」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和4年10月14日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同月14日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った「世田谷区社会福祉事業団職員〇〇氏が〇〇に〇〇を業務上訪問した目的及び日時に関する記録」の行政情報開示請求(令和4年度受付第209号。以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和4年10月7日付けで行った非開示決定処分(以下「本件処分」という。)は違法である等と主張して、本件処分を取り消し、非開示部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 請求人は〇〇の〇〇であり、その法定相続人である。民法の規定において、請求人は〇〇の権利義務を包括承継しているから、本件請求に係る情報は「請求人に関する情報」である。よって世田谷区長の主張には理由がない。
- ② 本件請求に係る情報は、請求人が〇〇より相続した損害賠償請求権を行使する上で必要な情報であり、これを特段の理由なく開示しないことは、請求人の財産権を不当に侵害する行為であって、違法である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件開示請求につき、当該情報の存否を答えることは、条例第7条第2号が規定する非開示情報を開示することになるとして、条例第9条に基づき、当該情報の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否し、本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と

規定しており、条例は開示請求時の行政情報の開示を原則としている。

- (2) 一方、条例第7条第2号では、例外的に非開示となる情報を、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。また、同号ただし書は、当該非開示情報から「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を除くことを規定している。
- (3) また、条例第9条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- (4) これを本件処分についてみると、請求人は行政情報開示請求書の「開示請求に係る行政情報の件名又は内容」欄に「世田谷区社会福祉事業団職員〇〇氏が〇〇に〇〇を業務上訪問した目的及び日時に関する記録」と記載し、行政情報の開示請求をしている。このように個人を特定して行政情報の開示請求をされると、処分庁としては、個人情報情報を理由に全部非開示としても、少なくとも個人情報情報の存在を知らしめることとなるので、条例第9条を適用して、当該開示請求を拒否せざるを得ない。個人情報情報が存在するか否かという情報も個人情報である。
- 条例は、その第1条に定めるとおり、「区民の区政参加を推進し、区民との信頼関係の下に公正で開かれた区政を実現することを目的」とするものであり、個人情報情報を開示することを目的とするものではない。
- (5) 請求人は、〇〇の権利義務を包括承継しているから、本件情報は請求人に関する情報であると主張する。仮に請求人の主張が、包括承継により個人情報情報の開示請求権を承継したという趣旨であったとしても、本件処分は請求人が条例に基づき行っている行政情報開示請求であり、処分庁としては、条例に従って対応せざるを得ない。
- (6) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書は、世田谷区社会福祉事業団職員〇〇氏が〇〇に〇〇を業務上訪問した目的及び日時に関する記録である。審査請求書によると、請求人は本件処分を取り消し、全部開示とすることを求めている。

本件処分において、実施機関は当該行政情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否している。

そこで、当審査会は本件審査請求対象文書の条例第7条第2号及び第9条該当性について、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2号及び第9条該当性について

条例第7条第2号は、非開示となる情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

また、条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これを本件についてみると、本件請求に係る開示請求書には、「世田谷区社会福祉事業団職員〇〇氏が〇〇に〇〇を業務上訪問した目的及び日時に関する記録」と記載されてり、これは特定の個人に対する世田谷区社会福祉事業団職員の訪問に関する目的及び日時の記録を求めるものである。当該請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えることは、特定の個人に対して世田谷区社会福祉事業団職員が訪問を行ったか否かという個人に関する情報（条例第7条第2号）を開示することとなる。なお、請求人は民法上の包括承継を理由に〇〇の個人情報を開示すべき旨の主張を行っているところ、条例に基づく行政情報開示請求においては、請求者本人の情報についても条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報」に該当することとなる。

以上の事より、条例第9条の規定に基づき、当該行政情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、非開示決定を行ったことは妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和5年5月31日	(諮問第149号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和6年11月28日	(令和6年度第7回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年12月16日	(令和6年度第8回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年2月5日	(令和6年度第9回審査会)

	・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年3月11日	(答申第149号) ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾

副会長 土田 伸也

委員 太田 航平

委員 白石 裕美子

委員 松村 武志